川西市監査委員告示第１５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により提出した監査結果に対して、市長より改善等の措置内容について通知がありましたので、同条第１４項の規定により別紙のとおり公表します。

令和８年１１月２４日

川西市監査委員　　石　田　有　司

川西市監査委員　　中　澤　未生子

《様式２－１》　　定期監査（市長公室人権推進多文化共生課）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	令和8年3月26日	整理番号	0726-0729
１　監査種別		定期監査（令和7年度）	
２　監査の対象期間		令和7年 4月 1日～令和7年 9月30日	
３　監査の実施期間		令和7年11月21日～令和8年 3月19日	
４　監査結果報告日		令和8年 3月26日	
５　改善通知受理日		令和8年 9月25日	
６　監査対象団体・部局		市長公室人権推進多文化共生課	

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

１　第4次川西市ジェンダー平等推進プランの推進について

Ａ　改善要望事項

市は、令和６年度に策定された第４次川西市ジェンダー平等推進プラン（以下「第４次プラン」という。）において、第３次川西市男女共同参画プラン（改定版）で設定した目標値の達成状況を報告し、新たな目標値を定めている。

ジェンダー平等を推進するため、課では第４次プランの取組及び推進に向けて、市長を本部長とする男女共同参画推進本部会議で協議し、市の各所管における評価指標の達成を推進している。行政だけではなく、市民意識の向上が不可欠であることから、ジェンダー平等に関する情報発信や啓発活動に取り組むなど引き続き目標達成に努められたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

第４次プランに基づき、ジェンダー平等推進市民企画員による企画講演会「おとなも学ぼう！ジェンダー平等」や、ワーク・ライフ・バランス講演会「ワーク・ライフ・バランスを実践するための小さな一歩」を開催するとともに、ジェンダー平等推進だよりを発行したほか、男女共同参画センターにおいて様々な情報発信や啓発活動を行うなど、目標達成に向けた取組を継続しているところです。

《様式２－１》　　定期監査（市長公室人権推進多文化共生課）に伴う改善要望事項

２　川西市市民活動センター・川西市男女共同参画センターの指定管理者の引継ぎについて

Ａ　改善要望事項

市は、川西市市民活動センター・川西市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の指定管理者を特定非営利活動法人市民事務局かわにし及び株式会社ジョイン川西グループ（以下「現指定管理者」という。）から、特定非営利活動法人宝塚ＮＰＯセンター及び株式会社ジョイン川西グループ（以下「新指定管理者」という。）に変更した。期間は、令和８年４月１日から 13 年３月 31 日までの間である。

現指定管理者から新指定管理者への事業の引継ぎについて、課は個人情報の漏えいがないよう、確実にセキュリティ対策を講じるとともに、現指定管理者が保有する紙資料や個人情報のデータの全体量を把握し、データ移行については安全な媒体や方法で新指定管理者へ引き渡すよう指導、監督し、新指定管理者へ移行しない情報については、復元不可能な方法で確実に廃棄されたことを確認されたい。

また、新指定管理者と締結した契約書、仕様書などの根拠に基づき、センターの円滑な管理運営が実施できるよう、課は川西市市民活動センターの所管課である参画協働課と連携し、特に特定非営利活動法人宝塚ＮＰＯセンターに対し主体的にフォローアップを行うなど、これまでの運営水準を維持するとともにサービスの向上を図られたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

施設の安定的な運営継続と市民サービスの水準維持・向上を最優先とし、事務引継ぎの確実な実施に向け、旧指定管理者、新指定管理者、市の三者で、市が主導し、協議を重ねた上で、旧指定管理者から新指定管理者への引継ぎを行いました。

移行が必要なデータは、暗号化のセキュリティ対策を講じた上で、安全な媒体・方法で新指定管理者へ引き渡すよう指導、監督しました。紙資料は厳重な管理下で移管しました。また、新指定管理者へ移行しない情報、または旧指定管理者の保有が認められない情報は、確実に廃棄されたことを確認しました。

４月以降も、参画協働課と連携しながら、適宜、新指定管理者とミーティングを行うとともに、月に一度は調整会議を実施し、主体的にフォローアップ等を行っているところです。

３　子どもの人権オンブズパーソンの取組について

Ａ　改善要望事項

(1) 相談状況について

子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）は、市内に在住、在学又は在勤する 18 歳未満の子どもの人権に関する問題について、全ての人を対象に面談、電話、手紙、ファクシミリによる相談を受け、問題解決を支援するため、関係者間での調整や必要に応じ調査を実施し、調査結果を基に市の機関に対し勧告や是正等の申入れ、制度改善の必要がある場合には、市の機関に対し意見表明や改善等の申入れを行っている。

子どもの相談状況は、次頁の表の令和６年次と７年次の相談件数と主な相談内容を見ると７年次の相談件数は 94 件、1 ケースあたりの相談件数は 7.46 回、1 回で終わる相談は 19.1％であり、主な相談内容は、学校・保育所等の対応、家庭生活・家族関係、交友関係の悩みとなっている。

オンブズパーソンは、子どもへの広報、啓発活動として、市内の小・中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、県立高校を通じて、リーフレットや電話相談カードを配布し、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への発信や動画配信などを行うほか、学習会や講演活動、市役所見学やトライやる・ウィーク※の受入れを行っている。７年次は子ども向けの啓発ツールとしてトライやる・ウィークの中学生たちと一緒に作成した「子どもの権利かるた」を各学校に配布し、子どもたちに遊びながら子どもの権利を学べる機会を提供するなど様々な広報啓発活動に取り組んでいる。

引き続き、子どもの権利教育を行うとともに、子どもの人権が尊重されるよう、子どもの権利を守るための相談活動及び広報活動に取り組まれたい。

令和６年次と７年次の相談件数と主な相談内容（人権推進多文化共生課提出資料）

年次		令和6年次（1月～12月）	令和7年次（1月～12月）
相談件数	ケース数	80件＜新規55件、継続25件＞（前年次83件）	94件＜新規77件、継続17件＞（前年次80件）
	相談者数	133人（前年次115人）	161人（前年次133人）
	相談回数	700回（前年次739回）	702回（前年次700回）
1ケースあたりの回数		8.75回　＜1回で終わる相談は17.5%＞	7.46回　＜1回で終わる相談は19.1%＞
相談回数割合		子ども52.7%，保護者32.4%，教職員等14.9%	子ども59.5%，保護者28.5%，教職員等12%
相談形態	子ども	電話相談：24.9%　対面による相談：75.1%	電話相談：18.9%　対面による相談：81.1%
	おとな	電話相談：63.7%　対面による相談：36.3%	電話相談：46.8%　対面による相談：53.2%
【学齢別】ケース数 相談調整回数	就学前	ケース数：8　相談調整回数：43回	ケース数：5　相談調整回数：22回
	小学生低学年	ケース数：17　相談調整回数：112回	ケース数：10　相談調整回数：64回
	小学生高学年	ケース数：20　相談調整回数：225回	ケース数：19　相談調整回数：200回
	中学生	ケース数：21　相談調整回数：201回	ケース数：45　相談調整回数：292回
	高校生・中卒後	ケース数：14　相談調整回数：119回	ケース数：13　相談調整回数：122回
相談内容	相談調整回数（上位3項目）	228回：交友関係の悩み	331回：学校・保育所等の対応
		221回：家庭生活・家族関係	236回：家庭生活・家族関係
		209回：学校・保育所等の対応	210回：交友関係の悩み
	相談内容の傾向	●令和6年次は子どもによる相談が例年に比べて多く、子どもにとって日常的な「交友関係の悩み」に関する相談が増加。学生低学年以上の幅広い学齢で数多く相談されている。 ●「家庭生活・家族関係」も変わらず高い割合を占めている。これは、多くのケースで長期的に相談・調整活動を行う中で、子どもにとって最も身近な家族についての問題が相談されることが多いため。 ●相談の中で整理された子どもの気持ちを、保護者や学校に届けることで問題解決にあたったケースもあった。	●令和7年次は「部活動の社会移行」など、子どもたちの身近に起きている状況に関する相談が多かった。相談の中で子どもをエンパワーし、子どもの思いをおとなに届けるといったオンブズの意義に即した活動等を行った。 ●上記と関連して「学校・保育所等の対応」に関する相談が多く、そのうち子どもからの相談が52.4%を占めている。 ●例年の傾向と同様に、「家庭生活・家族関係」や「交友関係の悩み」についても多く相談がされている。

※トライやる・ウィーク

兵庫県内の公立中学校２年生を対象に、連続した５日間で職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人ひとりが自分の生き方を見つけられるよう支援する体験活動。

(2) 相談員の確保について

課では、オンブズパーソン相談員の継続的な確保が難しい状況にあることを懸案事項としている。オンブズパーソン相談員は、専門性の高い資格職であり、その地位向上や待遇改善が必要であると認識しているが、現在の市全体の会計年度任用職員の給与体系との関係から継続的な確保が難しい状況にあるため、現状の会計年度任用職員としての採用だけではなく、任期付職員としての採用についても検討している。

将来的な人材確保や待遇改善などの課題は、課のみで解決できる問題ではないため、庁内の関係部署と連携し、中長期的な視点に立ち、安定的な相談員の確保に向けた対応を検討されたい。

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

(1)今後とも、子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益が確保されるよう、引き続き、積極的に相談・調整・調査活動及び広報活動等に取り組んでまいります。

(2)相談員の確保については、喫緊の課題として、まずは応募資格の専門性を確保した上で、要件を一部緩和し、募集を実施しています。将来的な人材確保や待遇改善などの課題については、庁内の関係部署と連携し、安定的な相談員の確保に取り組んでまいります。

【変更前】

次の①、②のいずれかに該当する人

①教育、法律、心理、福祉、社会学に関する大学院修士課程を修了（修了見込み）の者

②学校教育法に基づく４年制大学を卒業（卒業見込み）の者で、子どもにかかわる活動経験が３年以上ある者

【変更後】

次の①～③までのいずれかに該当する人

①教育、法律、心理、福祉、社会学に関する大学院修士課程を修了（修了見込み）の者

②学校教育法に基づく4年制大学を卒業（卒業見込み）の者で、子どもに関する相談援助業務の実務経験を3年以上有する者

③公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、教諭、保育士の資格を有する人

４　インターネットモニタリング事業について

Ａ　改善要望事項

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さなどから、差別的書込みや動画投稿等により人権を侵害する問題が発生している。

課では、定期的にインターネット上に差別的書込み等がないか検索し、該当があればプラットフォーム事業者等※（以下「事業者」という。）へ削除依頼を行っているが、削除まで時間がかかる場合や事業者が削除に応じない場合がある。

インターネットの書込み等は発信者の意図にかかわらず急速に拡散してしまう可能性があり、拡散される前に削除する必要がある。

課は、削除依頼に必要な手続や機器の調達を行う等、適切に事業者へ削除依頼を行われたい。また、長期にわたって削除されていないものについては、これまでと同様に、法務省へ削除依頼を行われたい。

※プラットフォーム事業者等

特定電気通信役務提供者（プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者等）

Ｂ　改善措置状況（報告者記入欄）

令和８年度につきましても、月１回のモニタリングにて事業者へ削除を求めているところです。長期にわたって削除されないものについては、８年２月に法務局伊丹支局へ削除要請を実施しました。８年２月に削除依頼したものについては、２月中旬に伊丹支局からのヒアリングを受け、その後伊丹支局で審査・決裁を経て、伊丹支局から法務省へ削除依頼をしています。８年８月 19 日に法務局伊丹支局担当者から、８月 18 日に法務省から受理した旨通知が来たと連絡がありました。対応にはまだ少し時間がかかるとのことです。引き続き、法務省と連携しながら削除要請を実施します。

《様式2－1》　　定期監査（市長公室総合センター）に伴う改善要望事項

監査の概要

送付日	令和8年3月26日	整理番号	0730
1　監査種別		定期監査（令和7年度）	
2　監査の対象期間		令和7年 4月 1日～令和7年 9月30日	
3　監査の実施期間		令和7年11月21日～令和8年 3月19日	
4　監査結果報告日		令和8年 3月26日	
5　改善通知受理日		令和8年 9月25日	
6　監査対象団体・部局		市長公室総合センター	

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1　総合センターが行う事業（貸室等、自主事業）の充実について

A　改善要望事項

総合センター（以下「センター」という。）は、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消に向け、人権課題に対する相談や啓発、イベントの開催及び各種事業の実施などを行い、人権について考える「場」や「機会」を提供している。

センターでは、令和５年度に川西市公共施設予約システムを導入し、貸室予約における利便性の向上などにより、６年度の貸室等の利用者が増加したと分析している。

また、更なる利用者増加に向けて、小さな頃からセンターを利用することで、人権に関心を持つきっかけを増やすことを狙い、近隣の民間小規模保育園所や地域で子育て支援している団体とセンターが共催事業を実施することなどを計画している。

今後も、センターが行う事業の充実と強化を図るとともに、市内全域の市民に利用される開かれたセンターとなるように積極的な発信や地域のニーズに合わせた取組の実施に努められたい。

過去5年間のセンターの利用者について

（単位：人）

区　　分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
貸　室　等　※	10,207	14,757	19,314	18,570	21,165
自　主　事　業	1,334	2,135	2,868	2,516	1,613
利　用　者　合　計	11,541	16,892	22,182	21,086	22,778

※貸室等は、貸室、交流サロン、図書室、機材貸出、ビデオ貸出等

B　改善措置状況（報告者記入欄）

以前から、総合センターだよりを概ね毎月発行し、近隣住民、近隣小中学校（全員分）や各公民館などに配布するとともに、ホームページにも掲載しています。

また、各種事業を実施する際は、上記の取組に加え、広報誌への掲載やチラシを作成し配付したり、イベント時にデジタルサイネージなども活用し情報発信を行っています。

そのほか、令和８年度は、民間の小規模保育園所との交流ひろばの開催や地域で子育て支援している団体などと連携するなど地域のニーズに合わせた取組を行っています。

今後においても、事業の充実や情報の収集に努め、市民に開かれたセンターとして取組みを推進してまいります。